

静岡県サテライトオフィス情報発信ライター登録制度要綱

1 目的

この要綱は、静岡県でのサテライトオフィス開設に関する記事を制作する静岡県サテライトオフィス情報発信ライター（以下「ライター」という。）の登録制度を設けることにより、静岡県に興味・関心がある県外の企業に対する効果的な情報発信に取り組み、静岡県へのサテライトオフィス開設を促進することを目的とする。

2 ライターの登録

静岡県は、ライターとなることを希望する個人を募集し、審査を経て適当と認める者をライターとして登録する。

3 登録期間

- (1) ライターの登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。
- (2) 登録期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から1年を超えることができない。
- (3) (2)の規定により登録期間の更新を行ったライターについて、登録期間の満了後に静岡県が必要と認める場合は、再登録することができる。この場合においては、2の手続きを省略するものとする。

4 登録抹消

静岡県は、ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) ライターが登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 5に規定する業務ができなくなったとき。
- (3) 7の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他、静岡県がライターとして不適格と認めるとき。

5 業務概要

ライターは、静岡県から本県へのサテライトオフィス開設を促進することを目的とした記事制作を書面により依頼を受けて、業務を実施するものとする。

6 報酬と支払い

(1) 報酬の額

報酬の額は下記のとおりとする。

- ア サテライトオフィス開設企業の記事原稿料は、1回につき50,000円とする。
- イ コミュニティマネージャー（地域やビジネスのコミュニティの中核であり、交流やビジネスマッチングを促進する人材）の記事原稿料は、1回につき30,000円とする。

(2) 報酬の支払い方法

静岡県は、ライターから記事原稿を受領後、報酬をライターが指定した口座に

支払うものとする。

7 禁止事項

ライターは、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為及び犯罪行為に結びつく行為
- (3) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為
- (4) 多彩なライフスタイル情報発信ポータルサイト「SHIZUKURU」の運営を妨害し、信用を失する行為
- (5) 法令に違反する行為

8 著作権

ライターが静岡県に提出した記事の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、静岡県に帰属するものとする。

9 免責等

- (1) 静岡県及びライターの両者の間に雇用契約が成立するものでない。
- (2) 取材等でライター又は第三者に生じた損害や法令違反等に対して、静岡県はその責任を一切負わない。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 静岡県は、ライターの募集及び登録する際に取得する「静岡県サテライトオフィス情報発信ライター募集 申込書」に記載の事項(個人情報)について、静岡県個人情報保護条例に基づき、当該個人情報を適切に保護するものとする。
- (2) 取得する個人情報の利用目的は、次のいずれかとする。
 - ア ライターの選定のため
 - イ 登録したライターの紹介のため

11 その他

静岡県がライターに業務を依頼する手続や条件等については、別途募集要項に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。